

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 顧問設置規程

第1条 この規程は、定款第26条に基づいて、顧問の選出について定めるものとする。

第2条 本会の顧問は、会務について会長の諮問に答え、または意見を具申する。

第3条 本会の顧問は、本会の会長または副会長を経験し、特に社協活動に卓越した知識と実績のある者、あるいは本会にとって特別の関係を有する者の中から会長が推薦し、理事会の決議を得て委嘱する。

第4条 本会の顧問は、社協の主要事業に招聘する。

附 則

この規程は、平成19年3月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成28年12月6日から施行する。